

令和2年 秋季号

仙台市

農業委員会だより

編集と発行 仙台市農業委員会
 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
 TEL 022(214)4308(直通)
 FAX 022(215)5803

発行日 令和2年10月1日

ホームページ <https://www.city.sendai.jp/shinko/jigyosha/kezai/norin/nogyo/sendaiishi/index.html>



農地パトロールでドローンを操作する様子(青葉区芋沢)



(泉区根白石)

農地パトロールを
実施しました

7月2日(木)から23日(祝)にかけて、農地パトロール(利用状況調査)を実施しました。

農地パトロールは農地法により年1回実施することと定められており、今年度は市内の約40・7ha(380筆)の農地について、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局職員が現地調査を行いました。

パトロールでは1筆ごとに、耕作がされているか、耕作されていない場合は荒廃の度合いを目視により確認し、判定を行いました。また、一部進入が困難な農地については、ドローンを利用して上空からパトロールを行いました。

今年度は、新型コロナウイルス禍の中、マスクの着用や調査時間の短縮を図るなど、対策を取りながらの実施となりました。

今後は調査結果をもとに、再生利用が見込まれる遊休農地については、年内に所有者に対し利用意向調査を行い、耕作の再開や農地中間管理事業の活用を促すとともに、再生が困難な農地については非農地判断を行うなど、適切な農地の活用を図ってまいります。

農地台帳補正調査を行います

農業委員会では、毎年10月に、仙台市内に居住し10a以上の農地を耕作している農業者を対象に、「農地台帳補正調査」を行っています。

世帯や農地の状況を把握するための「農地台帳確認申告書」を送りますので、内容に変更・訂正がある場合は、令和2年11月16日(月)までにご提出ください。

問い合わせ先 事務課振興係
電話 214-4353

農地の売買、貸借、転用、相続などは許可や届出が必要です

○農地の売買、貸借などの権利移動
農地の所有権移転や貸借権を設定する場合には、農地法第3条の許可が必要です。相続で農地を取得された方も届出が義務付けられています。

○農地の転用

農地を農地以外の用途に転用する場合は、農地法第4条または第5条の許可が必要です。また、市街化区域内の農地については、届出が必要です。

問い合わせ先 事務課農地係
電話 214-4340

農地法第3条の許可実績

令和2年3月から6月までの農地法第3条(売買・貸借等)の許可実績は次のとおりです

区	月	3月		4月		5月		6月		計	
		件数	面積(m ²)								
青葉						1	3,827	2	4,924	3	8,751
宮城野		3	5,410	1	1,585	6	10,651	4	5,286	14	22,932
若林		1	6,245					1	5,813	2	12,058
太白		5	9,611	3	5,873	1	398	4	5,501	13	21,383
泉		1	1,454	1	298	1	1,044	1	845	4	3,641
計		10	22,720	5	7,756	9	15,920	12	22,369	36	68,765

売り渡しあっせん希望農地一覧

農業振興地域の農用地区域内において、農地の経営規模の拡大、集団化等農用地保有の合理化を図るため、「農地の移動適正化あっせん事業」を行っています。あっせん事業による農地の買受申出ができる方は、「認定農業者」、「仙台市内で130アール以上耕作している方」です。売り渡しあっせん希望農地(下表)について買受希望がありましたら事務局にお問い合わせください。

令和2年8月31日現在

区	所在地			面積(m ²)	希望価格(万円/10a)	区	所在地			面積(m ²)	希望価格(万円/10a)	区	所在地			面積(m ²)	希望価格(万円/10a)
	大字	小字	地目				大字	小字	地目				大字	小字	地目		
青葉	芋沢	田尻	畑	1,000	100	荒井	神屋敷北	田	2,471	700~750	若林	沖野	北門	田	3,093	250	
			大倉	西田	田				866	100					館東	田	2,062
	岩切	昭和西	田	2,061	500		軽石田	田	3,793	300		霞目	稻荷堂	田	2,522	300	
			田	1,695	500			田	6,539	400				田	1,493	300	
		昭和南	田	2,062	400		川田	田	1,155	200		三本塚	上潮入	田	3,060	150	
			畑	505	300		川戸東	田	8,252	150				境堀	畑	833	200
		大正	田	1,100	400		境東	田	2,227	750		中条浦	田	3,521	400		
			田	997	300		瀬戸川北	田	959	200		遠十丁	田	1,011	195		
	中土手	田	1,525	300	富岡内		田	4,524	500	下飯田		田	1,031	150			
		田	3,717	350	藤田西		田	6,122	250	西田		田	3,628	150			
宮城	岡田南	田	3,618	300	前谷地	田	2,875	150	屋敷東	田	4,124	400					
		田	2,821	300	松岡	田	7,641	300	種次	田	958	300					
	田	4,626	250~300	四ツ谷南	田	2,569	200	道元	田	929	200						
	田	3,342	150~200	石場	田	1,451	300	中野東	田	929	200						
	新浜浦通東	田	2,851	350~400	一本杉北	田	14,764	600	日辺	畑	271	100					
		田	174	300	五枚下り	田	2,473	250	一本松	田	4,012	300					
	新浜西通	田	3,592	300	田	1,595	350	畑	216	150							
		田	5,128	250	南長沼	田	1,651	350	田	1,031	100						
	新浜東通	田	1,654	297	田	4,247	350	沼田	田	992	300						
		田	3,353	300	山路裏	田	3,303	150	田	2,062	170						
中通	田	3,060	100	西浦	田	436	200	二木	笠神	田	138	180					
	田	1,139	100	南浦	田	1,031	300	四郎丸	昭和境	田	1,731	300					
東通	田	2,787	250	久保田東	田	2,062	300	柳生	田中	田	1,000	4,500					
	田	1,212	100	田	1,031	450	前原西	田	8,366	130							
元切	田	745	170	鹿子穴	田	2,062	230	上原	田	1,359	150						
	田	1,441	250	田	1,031	300	堤下	田	2,746	270							
新境	田	1,468	900	中上	田	6,286	300	明神	畑	1,094	200						
	田	1,468	900	田	3,998	450	上谷刈	長命	田	3,804	500						
荒井	揚場	田	2,953	140	沖野	北門	田	2,062	750	福岡	泉	田	5,924	300			
		田	2,953	140	田	2,062	750	松森	陸ヶ前	田	4,935	300					

あっせん希望農地の詳しい情報をお知りになりたい方は、事務課農地係(電話214-4340)まで。ホームページでもご覧になれます。

農地移動適正化あっせん事業 仙台市

検索 



ご存じですか? 農業者年金

農業者年金で豊かな老後生活を送りましょう!

農業者年金の特徴

1. 農業に従事されている方は、誰でも加入できます。

次の3つの要件を全てクリアしていれば、農業者年金に加入する資格があります。

- (1) 国民年金第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）
- (2) 年間60日以上農業に従事している（農地を持たない農業従事者も加入できます）
- (3) 20歳以上60歳未満

2. 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3. 税制上、優遇措置があります。

- 支払った保険料は、全額が保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
※支払った保険料の15%～30%程度が節税になります。
- 将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除が適用されます。
※65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは、全額非課税となります。

4. 終身年金で80歳までの保証付きです。

原則65歳から生涯受け取れます。仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳までに受け取れるはずであった額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

5. 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です。

加入者が積立てた保険料と運営益を合わせた額（年金給付原資）により年金額が決まる制度です。

○ 仙台市内農業者の新規加入者実績

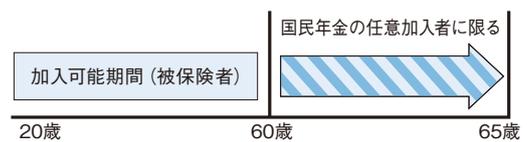
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規加入者数（うち39歳未満）	8名（3名）	7名（3名）	6名（4名）

令和4年度から農業者年金制度が変わります。

1. 加入可能年齢の引上げ（令和4年5月1日から）

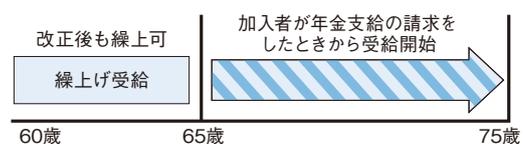
農業者年金の加入可能年齢が現行の60歳未満から65歳未満に引き上げられます。

※国民年金の保険料納付期間が480月（40年）に達するまで



2. 受給開始時期の選択肢の拡大（令和4年4月1日から）

現行65歳とされている農業者年金の受給開始時期について、65歳から75歳までの間で加入者の判断により選択ができるようになります。



《農業者年金のご相談・お問い合わせ先》

お近くの農地利用最適化推進委員、農業委員または事務局まで、
お気軽にご相談・お問い合わせください。 事務課振興係 電話 214-4353

新規就農者をご紹介 あなたの出番です

青葉区芋沢で就農

佐藤 将大さん
さとう まさひろ

にお話しを伺いました。



ども組み合わせ「自給力」を高めていきたいです。

Q 農作業はどうですか？

A 現在は65aの圃場を耕作し、トウモロコシ、トマト、ズッキーニなどを作っています。就農1年目から、無肥料・無農薬で栽培付けをしています。また、野菜は固定種を自家採取していて、常連客の方にも「種採り」をご協力いただいています。

Q 好きなことは何ですか？

A サバイバル技術の実践です。どんなことが起きても、自分や家族が生きていけるように身に付けていたいと思います。また、収穫した野菜などを使って料理することが好きですね。

Q 現在の夢は？

A 日本は7世帯に1世帯が貧困層と言われています。私は、特に子どもたちへ「やさしさが循環する社会」をつくりたいと思います。現在は、子ども食堂に食材を提供する活動なども行っています。また、バングラデシユなど海外の子どもたちへの支援も続けていきたいです。

(聞き手：編集委員 小野寺 潔)

施策の改善に関する意見書を 仙台市長へ提出

9月8日(火)に、委員会できりまとめた意見書を、会長他4名が仙台市長あて提出しました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、農業分野においても様々な影響が生じていることから、コロナ関連対策について農業者等からの意見を取りまとめました。

農業者の経営安定を図るため、市の施策充実と市から国・県に対して早急な施策の展開を求めるよう要望しています。

区域活動報告 (宮城野区原町・岩切区域)

宮城野区原町・岩切区域では、両区域の農業委員、農地利用最適化推進委員5名が合同で活動しています。

活動区域は主に、宮城野区の市街地の北東部の平坦地約300haです。消費地に近く、営農に適した土地ですが、近年は、JR貨物駅の移転や近隣の区画整理事業が

始動するなど、大きく変貌しつつあります。

また、昨年行った経営意向調査では、農業を辞めたいと回答した農家が、両区域で66戸に上るなど、高齢化による担い手不足が深刻な問題となっています。

これらの現実を踏まえつつ、私たちにできることはないかと考え、新たに「農業よろず相談会」を企画しました。毎月第2火曜日の午後1時30分から、J A仙台岩切支店で開催しています。農業、農地に関することなら何でも、ご相談をお待ちしています。

(農業委員 赤間 敬)



編集後記

秋は農作物の収穫の時期。一年間の苦労が報われるとき。今年には新型コロナウイルス感染症で世の中が大変なとき。食料を生産する農家の方々も、感染予防に留意して、この時期を乗り越えましょう。

(会報編集チーム 副チーム長 佐藤 とみ)